熊谷市監査委員公告第１２号

令和６年度出納室定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第１９９条第１４項の規定により別添のとおり公表する。

令和６年１１月５日

熊谷市監査委員　富　井　晴　夫

熊谷市監査委員　新　島　一　英

令和６年度出納室定期監査指摘事項等措置報告書

指　摘　事　項　等	措　置　状　況
１　収入事務 　　指摘事項なし。 ２　支出事務 　　指摘事項なし。 ３　契約事務 ⑴　報告書及び請求書について、実際の収受日と異なる日付で収受されていたので、適正な事務処理を行うべきである。 ⑵　検査結果通知書を通知していなかったので、熊谷市標準委託契約約款第１０条及び第１１条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 ⑶　受注者の現場責任者が定められていなかったので、熊谷市標準委託契約約款第５条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 ４　財産管理 　　指摘事項なし。 ５　その他 　　指摘事項なし。	３　契約事務 ⑴　収受の日付について、適正な事務処理を行うよう改めた。 ⑵　熊谷市標準委託契約約款第１０条及び第１１条に基づき、適正な事務処理を行うよう改めた。 ⑶　今後の委託契約の執行については、熊谷市標準委託契約約款第５条に基づき、適正な事務処理を行うよう改める。